４　申請者が子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に子が常居所を有していた国又は地域の法令に基づき申請者が子と面会その他の交流をすることができ、かつ、申請者の子との面会その他の交流が妨げられていることを明らかにするために必要な事項			
申請者が子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に子が常居所を有していた国又は地域の法令に基づき、申請者が子と面会その他の交流をすることができたことに関する説明	根拠法令　法律名	条文番号	
	説明		
子との面会その他の交流をすることができなくなった日時、場所及び状況	日時　年	月	日
	場所：国名	具体的な場所	
	状況		
子との面会その他の交流が妨げられている状況	例：子の連れ去りをし、若しくは留置をしていると思料される者、又は子と同居している者からの連絡の有無、子を返さないという意思表示があったかどうか等		